

## 「私立学校法の規定による学校法人及び法人の行うことのできる 収益事業の種類」の一部改正の概要

### 1 概要

神奈川県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類については、私立学校法(昭和24年法律第270号)第26条第2項の規定に基づいて、神奈川県告示(昭和26年神奈川県告示第42号。以下、「収益事業告示」という。)により定めている。

今般、根拠となる総務省告示(平成25年総務省告示第405号)が廃止され、新たに総務省告示(令和5年総務省告示第256号)がされたことに伴い、根拠法令の改正を行う。

### 2 改正の内容

根拠となる総務省告示を「平成25年総務省告示第405号」から「令和5年総務省告示第256号」に改正する。

改正案文は、別紙「新旧対照表」のとおり。

### 3 施行期日

令和6年4月1日